

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱
新旧対照表

旧	新
<p>(第1条省略)</p> <p>(所管行政庁が認める建築物)</p> <p>第2条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱの第2の所管行政庁が認める建築物は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第141条の4第1項の規定による「建築物環境配慮計画」又は横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定。以下「環境配慮要綱」という。）第3条の規定による「特定外建築物環境配慮計画」の届出において、CASBEE横浜又はCASBEE横浜[戸建]によるライフサイクルCO2（温暖化影響チャート）の評価結果が「緑☆☆☆」以上かつ建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」以上の建築物とする。</p> <p>(第3条から第16条まで省略)</p>	<p>(第1条省略)</p> <p>(所管行政庁が認める建築物)</p> <p>第2条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号。以下「基準告示」という。）Ⅱの第2の所管行政庁が認める建築物は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>基準告示Ⅱの第1の1(1)及び2(2)に掲げる基準に適合すること</u></p> <p>(2) <u>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第141条の4第1項の規定による「建築物環境配慮計画」又は横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定。以下「環境配慮要綱」という。）第3条の規定による「特定外建築物環境配慮計画」の届出において、CASBEE横浜又はCASBEE横浜[戸建]によるライフサイクルCO2（温暖化影響チャート）の評価結果が「緑☆☆☆」以上であり、かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」以上であること</u></p> <p>(第3条から第16条まで省略)</p>